



(日本語仮訳)

イクレイ (ICLEI)
持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会
1990年
International Council for Local Environmental Initiatives
(国際環境自治体協議会) として発足

附則
2024年改訂版

2024年4月13日、世界理事会の総意により改訂及び承認

第1条 名称、所在地および目的.....	4
附則 1.1 - 名称と所在地.....	4
附則 2.2 - 会員資格.....	4
附則 2.3 - 会員資格の取得.....	5
附則 2.4 - 会員資格の失効.....	5
附則 2.5 - 会員の義務.....	6
第3条 議会.....	6
附則 3.3 - 議会の会合.....	6
附則 3.4 - 手続き.....	7
§ 3.4.1 アジェンダ.....	7
§ 3.4.2 定員および投票数.....	7
§ 3.4.3 議事録.....	7
§ 3.4.4 議会の決定事項の追跡.....	8
第4条 理事会.....	8
附則 4.2 - 地域理事会.....	8
§ 4.2.3 地域理事会の議長及び副議長.....	8
§ 4.2.3.a 地域理事会は、地域ディレクターの提案に基づき、議長及び副議長選出	8
§ 4.2.4 地域理事会の委員の選出.....	8
§ 4.2.8 地域理事会の会合及び手続き.....	9
附則 4.3 - 世界理事会.....	9
§ 4.3.4 世界理事会の権限.....	9
§ 4.3.5 世界理事会委員の選出.....	10
附則 4.4 - 地域または世界理事会の資格.....	11
§ 4.4.1 辞任と解任.....	11
§ 4.4.2 名誉の規範.....	12
附則 4.5 - 地域代表.....	12
附則 4.7 - 空席.....	14
附則 4.8 - 会長、第一副会長、副会長.....	14

附則 4.9 - 会合と意思決定	15
§ 4.9 世界理事会の会合と意思決定	15
附則 4.10 - イクレイ運営委員会	15
§ 4.10.1 任命	15
§ 4.10.2 役割と権限	16
附則 4.11 - 理事会	16
第6条 パートナー組織（協力機関）	17
附則 6 - パートナー組織（協力機関）	17
第7条 世界事務局長	18
附則 7.1 - 任命	18
附則 7.2 - 世界事務局長の権限	18
附則 7.3 - 事務所	19
第8条 法的条項	19
附則 8.1 - 債務と法的責任	19
附則 8.2 - 解散と清算	19

附則

世界理事会は、憲章の条文を補完する規定として、方針と手続きを明記した付則を採択します。

附則 § 0－はじめに

§ 0.1 - イクレイ（ICLEI）持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会の憲章は、本協会の定款とする。本付則は、憲章の規定を運用するための方針と手順を規定する。

§ 0.2 - 本付属定款の各項の番号は、憲章の各条項の番号と一致する。

§ 0.3 - 付則の改正または改訂は、世界理事会の3分の2の承認を必要とする。

§ 0.4 - 付則の改正または改訂の提案は、その提案に関する意思決定日の少なくとも3ヶ月前までに、世界理事会のメンバーに通知されるものとする。

第1条. 名称、所在地および目的

附則1.1－名称と所在地

§ 1.1.a - 協会の名称および頭文字であるイクレイ（ICLEI）は、イクレイ世界協会またはその世界事務局が法人化された法人が所有するものとする。

§ 1.1.b - 当協会のロゴは、以下のものとする：



§ 1.1.c - 当協会の名称、頭字語、ロゴは、可能かつ適切な限り、イクレイが活動する国において商標として登録されるものとする。

§ 1.1.d - 当協会は、非営利とする。

§ 1.1.e - 当協会は、イクレイの事務局が活動する国で設立された法人を通じて事業を行うものとする。

§ 1.1.f - 運営委員会は、当協会の印章を採用し、変更することができる。

附則2.2－会員資格

§ 2.2.a - 会員は、憲章により付与された無制限の会員権を有するものとする。また、当協会の統治に参加するものとする。会員が会費を1年以上滞納した場合、これらの権利は停止されるものとする。

§ 2.2.b - 以下の者は、通常、会員として入会することができる：

- 特定の国で定義された、地方自治体、地方公共団体、自治体；
- 全国地方公共団体連合会；
- その他の地方自治体の団体；
- 地方自治体が所有する機関；
- その他、世界理事会が認めた準国家政府機関。

§ 2.2.c - 当協会の会員間のピアツーピア活動及び協力の機会を促進するために、各会員は、必要に応じて、特定のコミュニティ・カテゴリーに招待される。このようなコミュニティ・カテゴリーは、事務局長の提案に基づき、当協会の議会が制定する。

附則2.3－会員資格の取得

§ 2.3.a - イクレイ事務所は入会申請書を提供する。事務局長は、入会申込書を受領し処理する権限を有する代理人（通常はICLEI事務所）を指名するものとする。

§ 2.3.b - 申請者は、憲章2.2項および2.3項に定める入会基準を満たす場合、入会の資格があるものとする。

§ 2.3.c - 事務局長または指名された者は、入会申請書を審査し、申請者が入会資格を疑わずに満たしているかどうかを判断する。事務局長または指名された者は、グローバル協会に加盟を確認し、加盟を認めるものとする。疑義がある場合は、世界理事会が資格に関する最終決定を下すものとする。

附則2.4－会員資格の失効

§ 2.4.a - 失効の通知は、事務局長または § 2.3.a に定義された代理人に書面で送付されるものとする。

§ 2.4.b - 世界理事会は、毎年会員リストを見直し、その際に会員資格を失効または一時停止させることができるものとします。会員は、以下の条件の場合、会員資格の失効または一時停止の対象となる可能性があります：

- 憲章および付則に定める当協会の目的に合致しない場合；
- 世界理事会の同意なしに、会費滞納日から2年間会費を支払わなかった場合；
- 会員としての条件を満たさなくなった場合。

失効、一時停止または再入会に関する決定は、その時点で在職している世界理事会の理事の過半数によって可決されない限り、効力を持たないものとする。

§ 2.4.c - 解約による会費の払い戻しは行わないものとする。

§ 2.4.d - 会費未納のために正式に退会した会員、または世界理事会により除名もしくは停止された会員が協会への再加入を希望する場合、年会費の全額の支払いを受理した上で、再度入会を認めることができる。

附則2.5－会員の義務

§ 2.5.a - 会費の決定方式は、規模、地理的位置及び国家経済の異なる会員の財源を反映するものとし、世界理事会の承認を得て、地域事務局が定めるものとする。

§ 2.5.b - § 2.3.aに定義されたグローバル協会の代理人は、協会の会費を管理し、基本料金の一定割合を世界事務局に送金するものとする。

§ 2.5.c - 事務局長は、基本料金体系の最新のスケジュール（附属書2）を維持し、公表する。

§ 2.5.d - 年会費を支払う会員年度（12ヶ月間）は、入会申請書および年会費の支払いを受領した翌月から開始する。

§ 2.5.e - 当協会の会員は、当協会の財産またはその全国的に設立した団体の財産に関して、いかなる請求権および権利も有しないものとする。

§ 2.5.f - 当協会の会員は、当協会またはその国内法人の財務上および/または法的取引について責任を負わないものとする。

§ 2.5.g - 当協会の会員は、会員申請書に記載された連絡先の最新の詳細を提供しなければならない。

第3条. 議会

附則3.3－議会の会合

§ 3.3.a - 議会の定例会合は3年ごとに開催されるものとする。議会の構成会合は、通常、第1回定例会合と一致する。世界理事会は、議会開始の少なくとも6ヶ月前に場所と時間を決定する。

§ 3.3.b - 臨時議会は、会長または会長が不在の場合は第一副会長、在任中の世界理事会理事の過半数、もしくは § 2.4に従って権利が停止されていない会員の少なくとも3分の1からの要請により、世界理事会が決定する場所において開催できるものとします。

§ 3.3.c - 議会の会合は、定例および臨時の両方について、以下の方法で開催することができる：

- できればイクレイの世界大会に合わせ直接会合すること；
- 投票機能を備えたオンラインのビデオ会議または音声会議によって行われる；

- § 3.4.2. e. に従い、郵便、電子メール、またはテレファックスのいずれ適切な方法で交付される書面による同意。

§ 3.3. d - 議会の会合は、妥当かつ十分な通知行われた場合のみ有効とする。郵便、電子メールまたはテレファックスのいずれか適切な方法で、議会議員の通常の住所または最後に知られた住所宛てに通知を送ることは、合理的かつ十分な通知となる。

附則3.4－手続き

§ 3.4.1 アジェンダ

§ 3.4.1. a - 議会は、世界理事会又は臨時会合の場合は § 3.3. b に従って会合の要請者が会合の議題としたすべての事項を処理する。

§ 3.4.1. b - アジェンダとなる項目を置くための請願は、会合開始日の2ヶ月前に事務局長が受理しなければならない。

§ 3.4.1. c - 会合の最終アジェンダは、会合の目的と要請される決定事項を明記して、遅くとも会合開始日の1カ月前までに、各理事会委員の通常の住所または最終の勤務先の住所に送付されなければならない。

§ 3.4.2 定足数および投票数

§ 3.4.2. a - 議会のいかなる会合においても、定足数は、第4.1条に従ってイクレイの異なる地域理事会をそれぞれ代表する5名以上の議会委員の参加を必要とする。

§ 3.4.2. b - 各地域理事会は、議会における1票の投票権を有する。個々の理事会委員は、個人としての投票権は持たない。議会の投票プロセスにおいて、所属する地域理事会の投票の決定に参加できない議会委員は、所属する地域理事会の他の委員に、自分の意見を表明する委任状を割り当てるものとする。各委任状は、議会の前に、事務局長に書面で渡さなければならない。

§ 3.4.2. c - 議会は、会合のアジェンダに含まれる事項についてのみ拘束力のある決定を下す権利を有するものとする。

§ 3.4.2. d - 議会は、8.1項の規定に従い、3.4.2 a. 項に規定する定足数を満たした上で、投票数の単純過半数をもって拘束力のある決定を行う権利を有するものとする。

§ 3.4.2. e - 8.1項の規定に従うことを条件として、議会の会合において必要とされる、または許可される決定事項は、地域理事会の過半数の書面による同意し、その同意書が議会の会合の記録とともに提出された場合は、3.2. c. 項に従って書面会合において行うことができる。指定された提出期限までに事務局長が受理したすべての書面による同意は、会合での投票として扱われるものとする。

§ 3.4.3 議事録

事務局長または指名された者が、議会会合の議事録を作成するものとする。議事録は、理事会会合の次の会合で世界理事会の承認を受け、会長および事務局長が署名し、す

すべての議会委員は、議事録の入手可能性とアクセス方法を通知するものとする。

§ 3.4.4 議会の決定事項の追跡

事務局長は、議会の決定事項の実施を追跡するシステムを維持し、議会委員に適時に報告するものとする。

第4条 理事会

附則4.2—地域理事会

§ 4.2.3. - 地域理事会の議長及び副議長

§ 4.2.3.a - 地域理事会は、設立後、地域ディレクターの提案により、議長及び副議長を選出する。

§ 4.2.4. 地域理事会委員の選出

§ 4.2.4.a - 地域理事会委員の選挙手続きは、全地域で同時に行われるものとする。

§ 4.2.4.b - 遅くとも、地域理事会任期終了前の第19週から第22週の間に、候補者募集を行うことを視野に入れ、地域理事またはその指名する者は、現職の地域理事会と協議の上、当該地域における次期地域執行委員会の議席数、活動及び関心のポートフォリオを決定する。

§ 4.2.4.c - 遅くとも、地域理事会任期終了前の17週から19週の間に、世界事務局長と地域理事またはその指名する者は、当該地域の会員に対し、あらかじめ定義された活動分野と関心分野、当該地域の空席数に関する情報を含む候補者募集要項を提供するものとする。

§ 4.2.4.d - 地域理事会の候補者としての資格を得るためには、候補者の公式募集で指定された期限までに、世界事務局長及び地域ディレクター又はその他の適切な指名者に、特にあらかじめ定められた活動及び関心のポートフォリオに対応した正式な立候補書類を、郵便、電子メール、又はテレファックスで提出しなければならない。この提出は、現在の地域理事会の任期が終了する10週間までに行われる必要がある。

§ 4.2.4.e - 遅くとも、現在の地域理事会の任期終了前の7～10週の間に、地域理事又は他の適切な指名者は、本付属定款に定める基準を適用して候補者の適格性について立候補届を検討し、候補者との面接を実施することができ。提案された構成は、すべての活動ポートフォリオと利害をカバーする能力を確保し、性別や地域内の地理的バランスなど合理的な基準を適用するものとする。

§ 4.2.4.f - 遅くとも、地域理事会の任期終了前の第7週までに、世界事務局長及び地域ディレクター又は指名された者は、地域理事会の構成に関する正式な提案書をその地域の全委員に提示し、各候補者の名前と立候補の詳細、それぞれの活動ポートフォリオと関心事を記載する。

§ 4. 2. 4. g - 地域理事会委員の選挙に関する提案は、その地域のオンライン施設において、4週間（遅くとも地域理事会任期終了の3～6週間前まで）にわたって公開されるものとする。

§ 4. 2. 4. h - 選挙期間中、当該地域の委員は候補者を検討し、地域理事会を選出する。提案された地域理事会の選出に必要な定足数に達しない場合は、本細則に従って任命手続きを繰り返すものとする。 § 2. 4. bに従って権利が停止された委員による投票は無効とする。

§ 4. 2. 4. i - § 4. 2. 4. hに従って選挙期間が満了した後、提案された地域理事会は、その地域の委員によって承認され、選出されたものとみなされる。

§ 4. 2. 4. j - 遅くとも、地域理事会任期終了前の第2週までに、世界事務局長及び地域ディレクター又は指名された者が任命結果を確定し、会長に提出し検証を受ける。会長は、遅くとも地域理事会任期終了前の第1週に、地域理事会の構成を確認し、検証する。

§ 4. 2. 4. k - 会長による確認後、世界事務局長及び地域ディレクターは地域理事会の設立を伝達し、その任期の開始日を宣言する。

§ 4. 2. 4. l - 新地域理事会の任期開始は、現職の地域理事会及び議会の任期終了を意味する。

§ 4. 2. 4. m - 地域理事会の設置が完了した時点で、世界事務局長は新しい理事会の設立を宣言し、議会の委員及びグローバルメンバーに通知する。1つ以上の地域理事会の設立が遅れた場合、少なくとも3分の2の地域理事会が設立されれば、議会の設立を宣言することができる。

§ 4. 2. 8. 地域理事会の会合と手続き

§ 4. 2. 8. a - 各地域理事会は、少なくとも毎年1回、議長又は地域ディレクター又はその指名された者の招請により、招集されるものとする。

§ 4. 2. 8. b. - 地域ディレクター又は適切な指名を受けた者は、会合の議事録を作成し、1ヶ月以内に当該地域執理事会の全委員、世界理事会及び世界事務局長に提供する。

§ 4. 2. 8. c - § 4. 2. 4に従って地域理事会が任命されるべき地域において、まだ地域ディレクターが就任していない場合、世界事務局長は、カンントリーディレクターまたはその他の指名者と協議し、本細則に規定された地域執理事会の責任を果たすための適切な方法を決定するものとする。

附則4. 3－世界理事会

§ 4. 3. 4 世界理事会の権限

§ 4. 3. 4. a - 世界理事会は、以下を行う：

- 世界事務局の年次業務プログラムを承認し、それによってイクレイ戦略計画の実施を確保すること、
- 世界事務局及びその他の事務局の全体的な継続業務及び財務状況について報告を受け、イクレイに影響を与える可能性のある問題に対処する、
- 世界事務局長による議会決定のための提案を検討し、戦略計画案を含む提案を理事会に提出し、その審議と承認を得る。

§ 4.3.5 世界理事会委員の選出

§ 4.3.5.a - 世界理事会は通常、遅くとも議会設立の16週間後に設立されるものとする。

§ 4.3.5.b - 新議会の設立時まで、世界事務局長は退任する世界理事会の委員と協議の上、ポートフォリオ席の数を決定し、次の任期における世界理事会の活動ポートフォリオを決定するものとする。

§ 4.3.5.c - 世界事務局長は、議会の設立後2～3週間までに、世界理事会の地域席の立候補基準について地域理事と協議するものとする。

§ 4.3.5.d - 地域の候補者は、それぞれの地域理事会が指名し、その地域の委員に提出し、承認を得るものとする。その地域について定められた定足数を満たすか、候補者が指名されるまで指名手続を繰り返すものとする。代替案として、世界事務局長と退任する世界理事会は、地域理事会の指名を検討し、世界理事会の多数決により指名を確定する。

§ 4.3.5.e - 世界事務局長は、議会設立後2～5週目に、あらかじめ設定された活動及び関心のあるポートフォリオと、利用可能なポートフォリオ席の数、申請及び選挙手続き、遵守すべき期限に関する情報を含む公式のポートフォリオ候補者募集を議会に提供するものとする。

§ 4.3.5.f - 世界理事会のポートフォリオ候補者として資格を得るためには、候補者は、あらかじめ定義された活動及び関心のあるポートフォリオに対応した正式な立候補届を提出しなければならない。立候補届は、候補者募集で指定された期限までに、世界事務局長又は他の適切な指名者に郵便、電子メール、テレファックスで送付されなければならない。この提出は、候補者募集が締め切られる前に行わなければならない。

§ 4.3.5.g - 評議会設立後6～9週目に、事務局長または他の適切な指名者が、本細則に定める基準を適用して候補者の適格性について立候補届を審査し、候補者との面接を実施することができる。また、世界理事会と議会の現職委員および／または委員のいずれか、地域理事と相談し、最後に世界理事会の構成案を起案する。提案された構成は、性別や世界的な地理的バランスなどの合理的な基準を適用しつつ、すべての活動及び関心のポートフォリオが能力的にカバーされることを保証するものとする。

§ 4.3.5.h - 世界事務局長は、議会設立後9週目までに、各選挙候補者の氏名と立候補の詳細、およびそれぞれの活動ポートフォリオを記載した、世界理事会のポートフォ

リオ席に関する正式な提案書を、理事会の全委員に開示するものとする。

§ 4.3.5.i - 世界理事会のポートフォリオ席の選挙に立候補した候補者の提案は、4週間（遅くとも議会設立後10～13週目）、オンライン機能を通じて議会委員に対して開示するものとする。

§ 4.3.5.j - § 4.3.5.iに記された選挙期間中、議会委員は提案された候補者を検討し、過半数によって候補者を世界理事会に選出しなければならない。いずれかの候補者について議会の多数決が成立しなかった場合、このポートフォリオシート席の選挙は本細則に従って再度行われるものとする。

§ 4.3.5.k - 遅くとも、議会設立後14週目には、世界事務局長が世界理事会の選出を確認し、検証のために会長に提出する。会長は、議会設立後15週目に構成を確認し、検証する。

§ 4.3.5.l - 議会設立後16週目までに、世界事務局長は世界理事会の設立を宣言する。

§ 4.3.5.m - 世界理事会の任期は、§ 4.3.5.lに従った設立宣言が行われ、退任する世界理事会の任期が終了した時点で開始する。

附則4.4—地域または世界理事会の資格

§ 4.4.1 辞任と解任

§ 4.4.1.a - 理事は、辞表を会長、世界事務局長、地域理事会議長、地域ディレクター又はその地域の指名者にそれぞれ交付することによって辞任することができる。この辞職は、受領時にその旨が記載されていない場合は、記載された終了日に発効するものとする。辞表の受理は、その旨が記載されていない限り、その効力を発生させるために必要ではない。

§ 4.4.1.b - 理事は、その会員が所属する運営組織内において選挙または任命された役職に就かなくなった場合、辞任しなければならない。地位変更の通知は、変更後10日以内に受けなければならない。また、理事（分科理事会を含む）としての正式な辞任は、選出または任命された役職の終了後30日以内に行わなければならない。

§ 4.4.1.c - § 4.4.1.bにかかわらず、辞表に代えて、会員の運営組織内において選出または任命された役職をもはや持たない理事は、以下のいずれかを提出することができる：

(a) § 2.4.bに従って権利が停止されていない会員の市長または市議会（または同様の執行機関）から、残りの任期中、世界理事会理事または地域理事会の会員としてそれぞれ引き続き務めることを承認する書簡。

(b) § 2.4.bに従って権利が停止されていない同一地域の他の会員からの書簡で、その会員が残りの任期中、それぞれ世界理事会または地域理事会の会員を引き続き務めることに同意するもの。

いずれの場合も、世界理事会または地域理事会の会員として継続的に務めることを承

認するには、議長、世界事務局長、地域ディレクターまたは適切な指名者がそれぞれ招集により、世界理事会または地域理事会の過半数の投票が必要となる。

§ 4. 4. 1. d - 理事は、名誉の規範に違反した場合、辞任しなければならない。世界事務局長または代表者は、理事会にその旨を通知する。

§ 4. 4. 2 名誉の規範 (Code of Honor)

§ 4. 4. 2. a - 理事会名誉の規範に署名した候補者のみが、理事会に就任する資格を有するものとする。なお、就任通知後1ヶ月を経過しても名誉の規範に署名・返送されない理事がいる場合は、その理事会は就任しなかったものとみなされ、理事会は空席となる。

§ 4. 4. 2. b - イクレイの代表が、名誉の規範に含まれる適切な行動の原則を守ることができない場合、代表としての職務を遂行する資格がなくなり、辞任しなければなりません。

附則4. 5—地域代表

§ 4. 5. 1 - イクレイは、そのガバナンスと業務を以下の地域ごとに地理的に組織している：

地域	サブリージョンと国
アフリカ	- アフリカ -
東アジア	- 中華人民共和国 - 台湾 - 朝鮮民主主義人民共和国 - 日本 - モンゴル - 大韓民国
南アジア	- アフガニスタン - バングラデシュ - インド - パキスタン - ネパール - 南中央アジア
東南アジア	- カンボジア - 東ティモール - インドネシア - ラオス - マレーシア

	- フィリピン - シンガポール - タイ - ベトナム
オセアニア	- オーストラリア - ニュージーランド - メラネシア、ミクロネシア、ポリネシア
ヨーロッパ	- EU加盟国 - イギリス - スイス - ノルウェー - ベラルーシ - ウクライナ - ロシア - モルダヴィア - トルコ - イスラエル - カザフスタン - キルギスタン - タジキスタン - トルクメニスタン - ウズベキスタン
ラテンアメリカ・カリブ海地域	- カリビアン - メキシコを含む中米 - 南米
中東、西アジア	- アルメニア - アゼルバイジャン - バーレーン - イラク - イラン - ヨルダン - クウェート - レバノン - オマーン - パレスチナ - カタール - サウジアラビア - シリア - アラブ首長国連邦 - イエメン

- | | |
|------|------------|
| 北アメリ | - カナダ |
| カ | - U. S. A. |

附則4.7－空席

- § 4.7. a - 理事の欠員は、残りの理事の過半数の投票により補充することができる。
- § 4.7. b - 補充される候補者は、理事会選挙で使用されたのと同じ基準で適格でなければならない。
- § 4.7. c - 空席を占有していたイクレイ会員は、空席に対する所有権を持たないため、後任の空席は同じ会員から出る必要はない。ただし、空席となった議席の後任を同じ会員が務めることは可能である。
- § 4.7. d - 世界事務局長は、各地域事務局との十分な協議を経て候補者を推薦する。
- § 4.7. e - 各後任者は、残りの任期、または死亡、辞任、解任されるまで在任するものとする。

附則4.8－会長、第一副会長、副会長

- § 4.8. a - 会長、第一副会長および副会長は、当協会の役員となる。
- § 4.8. b - 役員は、世界理事会の会員の中から過半数の投票によって選出されるものとする。政治協会のリーダーシップにおける地域的なバランスをとるため、4人の役員は少なくとも3つの異なるイクレイ地域を代表するものとする。
- § 4.8. c - 役員は、新たに任命された世界理事会の最初の会合が開かれるまで、また後任者が選ばれて適格となるまで、あるいは死亡、辞任、解任、資格喪失するまで在任するものとする。
- § 4.8. d - 役員は、辞表を会長、第一副会長又は世界事務局長に交付することにより辞任することができる。この辞表は、指定された日付に発効するものとし、そうでない場合は受理された時点で発効するものとし、その旨が明記されていない限り、受理されなくても発効するものとする。
- § 4.8. e - 役員は、その時点で在任中の世界理事会理事の過半数の投票により、一時停止又は解任されることが出来るものとする。
- § 4.8. f - いずれかの役員が空席となった場合、世界理事会は後任者を選出することができる。各後任者は、その任期の残存期間、および後任者が選出され資格を得るまで、あるいはいずれの場合も、死亡、辞任、解任、資格喪失のいずれかが早まるまで、役職を務めるものとする。
- § 4.8. g - イクレイ憲章第4.7条にかかわらず、また世界理事会が別途定める場合を除き、会長は、協会の活動が憲章、細則、世界理事会の方針及び決定と整合的に実行されることを監督するものとする。
- § 4.8. h - 第一副会長は、会長不在の間、または会長が職務を遂行できない場合は、会長の職務を代行する。第一副会長が不在の場合、または第一副会長が職務を遂行できない場合は、副会長が第一副会長の職務を代行する。

附則4.9－会合と意思決定

§ 4.9 世界理事会の会合と意思決定

§ 4.9.a - 世界理事会の決定は、世界事務局長と十分に協議した上で会長が招集する会合において行うことができる。会合には以下の形式がある：

- (a) 対面式で行う；
- (b) 電話やテレビ会議によるバーチャルミーティング；
- (c) オンライン会合。

決定は、郵便、電子メール、またはテレファックスで交付される書面による同意によっても行うことができる。

§ 4.9.b - 世界理事会の会合は、合理的かつ十分な通知がなされた場合にのみ有効であるものとする。

会合の少なくとも3カ月前に、世界理事会理事の通常または最後に知られた事業所または住居の住所、電子メールアドレス、またはテレファックス番号宛に郵便、電子メール、またはテレファックスで通知を送ることは、合理的かつ十分な通知となるものとする。

§ 4.9.c - 世界理事会のいかなる会議においても、その時点で在職している世界理事会理事の少なくとも半数の出席をもって定足数とする。

§ 4.9.d - 世界理事会理事は誰でも、委任状によって世界理事会の会合に出席することができる。代理人は、世界理事会の他の会員、または会合に派遣された個人的な代理人とすることができる。委任状による投票は、その世界理事会理事が会合の開始前に委任状の割り当てを世界事務局長に通知した場合、その世界理事会理事の投票として扱われるものとする。

§ 4.9.e - 世界理事会の各会員は、1票を有するものとする。同数の場合は、会長が第2票または決定票を持つものとする。

§ 4.9.f - § 4.9.aを参照して、世界理事会の会合で実施することが要求または許可された行為または決定は、世界理事会理事の過半数がその行為に書面で同意し、書面による同意が世界理事会の会合の記録とともに提出された場合、会合を開かずに実施することができる。

§ 4.9.g - 世界事務局長または指名された者が、世界理事会の会合の議事録を作成する。議事録は次の会合で承認されるものとする。

附則4.10－イクレイ運営委員会

§ 4.10.1 任命

§ 4.10.1.a - イクレイ運営委員会 (ICLEI e.V. Board) は、会長と世界事務局長の提案により、世界理事会がその任期中の最初の会合で任命するものとする。会長は、協会の健全な運営を念頭に置き、世界事務局長と十分に協議の上、提案書を準備する。

§ 4.10.1.b - 候補者は、イクレイのガバナンスと運営に精通し、イクレイ会員総会の会員であることが望ましい。

§ 4.10.2 役割と権限

§ 4.10.2.a - 運営委員会は、理事会のガバナンスと監視機能の効率性を高めることを主な目的として、協会の意向で機能し、世界理事会に報告するものとする。運営委員会は、特に、協会およびその関連法人の財務および人事管理を監督する。さらなる手続きは、イクレイ定款に詳述されている。

§ 4.10.2.b - 運営委員会は、世界理事会から特に権限を与えられていない限り、政策決定やイクレイプログラムの決定を行う権限や権限を有しないものとする。

§ 4.10.2.c - 世界理事会は、イクレイ定款に従った責任の範囲内で、運営委員会にさらなる職務権限を付与することができる。

§ 4.10.2.d - 運営委員会は、少なくとも毎年2回会合を開くものとする。会合は、対面、電話、ビデオ通話、オンライン会議のいずれでもよく、イクレイ理事会が決定する方法と時間に開催されるものとする。

§ 4.10.2.e - 運営委員会の決定は、郵便、電子メール、またはテレファックスで届けられた同意書により、書面で行われることもある。

附則4.11－理事会

§ 4.11.a - 世界理事会は、設置されたすべての理事会及びグループの職務権限を指定する。

§ 4.11.b - いかなる理事会又はグループの会員及び議長も、世界理事会の意向により、その職に留まるものとする。

§ 4.11.c - 理事会またはアドバイザリー・グループの議長は、理事会の会合の議事録を会長および世界事務局長に提出することを義務付けられるものとする。

§ 4.11.d - 付託条項 - 2023年6月現在のアドバイザリー・グループ（GexComの大使／名誉会員）：

- イクレイは、イクレイによる特定の活動やテーマ別分野に対する支援と継続的な助言を評価し、これら支援者や後援者から構成されるアドバイザリー・グループを発足させた。アドバイザリー・グループの規約は以下の通りである：

(a) アドバイザリー・グループは、GexComへのアンバサダー／名誉会員と称される個人の集まりであり、総会としては機能しない。従って、グループの会合は招集されず、議長も任命されず、個人は決められた周期で指名されない（すなわち、同時に選出される理事会とは異なる）。

(b) アドバイザリー・グループの会員は、世界理事会の意向によりその機能を維持するものとし、したがって、各個人は世界理事会の過半数の投票により承認されなければならない（すなわち、各新世界理事会の任期が始まるたびに、新たに選出された世界理事会は、アドバイザリー・グループの既存会員を確認する投票を行い、その継続を確保しなければならない）。

アドバイザリー・グループの新会員の提案には、ToRに従ったGexComへのアンバサダー／名誉会員の目的、およびそれに対応するイクレイ・スタッフのリエゾン窓口

(例：テーマ別業務については、テーマ別責任者またはグローバル・コーディネーターをリエゾンとして任命することができる。)

- (c) アドバイザリー・グループの会員が離脱または解任された場合、後任を任命する義務はなく、その席は空席とはみなされない。

アドバイザリー・グループの会員の解任は、その会員が当協会およびそのガバナンス委員会が遵守する行動規範に違反した場合、GexComへのアンバサダー／名誉会員の目的が果たされた場合、または終了した場合、あるいはアドバイザリー・グループの会員が辞任を申し出た場合に求められる。世界理事会に通知し、解任を承認するものとする。

- (d) GexCom の各アンバサダー／名誉会員は、その機能／テーマに固有の肩書きを持つことができる（例：ICLEI COP 大使）が、その肩書きが役割の名称を変えることはない（例：COP 特使、国連特別使節）。

- (e) アドバイザリー・グループは世界理事会に従属しているため、政策、プログラム、キャンペーン、その他公式に選出された組織やイクレイの運営陣が持つ責任や権限を決定することはできない。

- (f) アドバイザリー・グループ会員が行うすべてのイニシアチブは、事前に世界理事会に提案し承認を得るものとし、すべての活動は世界理事会に直接またはイクレイスタッフリエゾンを通じて報告されなければならない。

- (g) アドバイザリー・グループは、世界理事会のポートフォリオ・アドバイザー（投票権を持たない世界理事会理事）とは異なり、後者がグローバル・ポートフォリオの下でより広範なテーマ・コンテンツの活動を支援するのに対し、アドバイザリー・グループは、イクレイオフィスの主催や特定のパートナーとの関係（CBD、GCoMなど）の管理など、より狭い範囲での活動を行う。

- (h) 既存の世界理事会ポートフォリオと機能が交差するアドバイザーは、ポートフォリオから特定のタスクを委任され、任命されたイクレイ・スタッフのリエゾン（例：CBD大使兼GexComポートフォリオホルダー（Nature Based Solutions担当））が調整を行う。

- (i) アドバイザリー・グループは、ポートフォリオの役割を超えたり、それに取って代わったりしてはならない（すなわち、GexComのイニシアティブに対する特定の大使／名誉会員とは対照的に、ポートフォリオの作業にはより大きな範囲と作業計画がある）。

- (j) アドバイザリー・グループは、世界理事会の会合には出席できないため、会員が利用できる財政的支援を受ける権利はない。ただし、特定の関連議題については出席を要請することができる。

第6条. パートナー組織（協力機関）

附則6ーパートナー組織（協力機関）

§ 6.2. a - アソシエイト・パートナーシップは、非政府組織、大学、州および国の政府機関、非営利の研究機関が利用可能である。

アソシエイト・パートナーシップの目的は、地方自治体とこれらのパートナーとの対話を促進し、イクレイの使命と憲章に沿った知識の伝達を行い、パートナーがイクレイの活動と任務を支援するための手段を提供することである。アソシエイト・パートナーシップは、毎年自動的に更新される。

§ 6.2. b - アソシエイト・パートナーは、世界理事会が定める年会費を支払うものとする。パートナーシップは、アソシエイト・パートナーの申請書と会費の支払いを受領した翌月から開始する。

§ 6.2. c - コーポレート・パートナーシップは、営利を目的とする組織、企業、法人が非独占的かつ任意で利用可能である。コーポレート・パートナーシップの目的は、会員とコーポレート・パートナーとの間で、イクレイのネットワークを通じて、民間・公共パートナーシップを奨励し、イクレイのミッションと戦略計画を支援する民間セクターからの長期的なコミットメントを促進することである。コーポレート・パートナーシップは、毎年自動更新される。

§ 6.2. d - コーポレート・パートナーシップは、パートナーシップ契約に基づく。コーポレート・パートナーは、世界理事会が定める年間資金拠出額を支払うものとする。パートナーシップの期間は、パートナーシップ契約に定められている。

§ 6.2. e - コーポレート・パートナーとの業務規定とサービスの枠組みは、世界理事会が定めるものとする。

第7条. 世界事務局長

附則7.1－任命

§ 7.1. a - 世界理事会が世界事務局長を任命する。

§ 7.1. b - 世界事務局長は、イクレイの関連法人のいずれかに雇用されるか、またはその他の方法で契約されるものとする。当該法人が運営する法律にかかわらず、世界事務局長の雇用は、当該法人自身の任務と利益の範囲内とみなされ、本法人と当協会との間のサービス提供関係を構成するものではない。

§ 7.1. c - 世界事務局長の職務は、その職務に関する契約に定められた条件の下で、世界理事会が終了させることができる。

附則7.2－世界事務局長の権限

§ 7.2. a - 世界事務局長は、以下を行うものとする：

- (a) 戦略計画と年次業務プログラムの実施を確実にするため、当協会の日常活動を発揮する。これには、管理手順および方針の確立、新事務所の立ち上げ、契約およびパートナーシップ協定の承認と監督が含まれる；
- (b) 当協会およびその関連法人の職員を任免する；
- (c) 議会と世界理事会の決議を実行し、方針を推進する；
- (d) 議会と世界理事会の会合を企画し、出席する；

- (e) 世界理事会への定期的な財務報告の情報提供を含め、当協会およびその関連法人の経済業務を監督する；
- (f) 議会と世界理事会のすべての議事の記録を保管し、合理的な時間でであればいつでも会員の閲覧に供さなければならない。
- (g) 全会員とパートナーのデータベースを管理する。

附則7.3—事務所

§ 7.3.a - 当協会は、世界理事会が指定または承認した法人または代理人を通じて事務所を運営する。事務所と法人のリストは、附属書1に記載されている。

第8条. 法的条項

附則8.1—負債と法的条項

§ 8.1.a - 当協会の会員、地域または世界理事会理事、役員および世界事務局長は、当協会のいかなる債務、負債、または義務に対しても個人的に責任を負わないものとする。当協会に対して信用を供与し、契約し、または債権を有するすべての個人、法人、またはその他の団体は、そのような契約や債権の支払い、または債務、損害賠償、判決もしくは命令の支払い、あるいは当協会から支払われるべき金銭の支払いについて、当協会の資金と財産にのみを求めることができる。

§ 8.1.b - 法的事務は、原告および被告の両方として、会長、世界事務局長、またはこの目的のために世界理事会が指名された世界理事会理事または代理人により、当協会または世界理事会が本附則に基づいて認可する法人に代わって行われるものとする。

§ 8.1.c - 当協会は、会員から提供された連絡先について、第三者への販売、その他の不適切な利用を行わない義務を負う。

附則8.2—解散と清算

§ 8.2.a - 当協会の解散を扱う審議会の決議は、協会の資産の行き先を示し、清算人を指名するものとする。

§ 8.2.b - 当協会の会員は、解散の提案を、その決議が行われる期日の3カ月前に通知されるものとする。

付属書1. イクレイの事務所（附則§ 7.3.）

社内事務所名	アクロニム	社外事務所名	所在地	法人名
アフリカ地域事務局	AS	イクレイアフリカ	南アフリカ・ケープタウン	ICLEI—Local Governments for Sustainability – Africa (NPC)
モーリシャス事務所	MO?	イクレイモーリシャス	ポートルイス・モーリシャス	ICLEI Africa Foundation
東アジア地域事務局	EAS	イクレイ東アジア	韓国・ソウル	ICLEI East Asia Secretariat

北京事務所	BJO	ICLEI北京事務所	中国・北京	ICLEI East Asia Secretariat Beijing Office
日本事務所	JO	ICLEI日本	日本・東京	一般社団法人ICLEI日本
高雄キャパシティ・センター	KCC	ICLEI高雄キャパシテ ィ・センター	チャイニーズ・タイペイ・ 高雄	ICLEI Kaohsiung Capacity Center
韓国事務所	KO	ICLEI韓国	韓国・水原	ICLEI - Local Governments for Sustainability Korea Office
ヨーロッパ地域事務局	ES	ICLEIヨーロッパ	ドイツ・フライブルク	ICLEI European Secretariat GmbH
ベルリン事務所	BEO	ICLEIベルリン事務所	ドイツ・ベルリン	ICLEI European Secretariat GmbH
ブリュッセル事務所	BO	ICLEIブリュッセル事務 所	ベルギー・ブリュッセル	ICLEI European Secretariat GmbH (no legal entity)
メキシコ、中米&カリブ地域事務局	MECS	ICLEIメキシコ	メキシコ・メキシコシティ	ICLEI Mexico - Gobiernos Locales por la sustentabilidad A.C.
南アメリカ事務局	SAMS	ICLEI南アメリカ	ブラジル・サンパウ ロ	ICLEI Brasil
アルゼンチン事務所	ARG	ICLEIアルゼンチン	アルゼンチン・ロサリオ	ICLEI Argentina
コロンビア事務所	COL	ICLEIコロンビア	コロンビア・メデジン	ICLEI Colombia
カナダ事務所	CANO	ICLEIカナダ	カナダ・トロント	ICLEI - Local Governments for Sustainability (Management) Inc.
ブリティッシュ・コロンビア事務所	BCO	ICLEIカナダーBCオフィ ス	カナダ・ビクトリア	ICLEI - Local Governments for Sustainability (Management) Inc. (no legal entity)
ケベック事務所	QO	ICLEIカナダーケベック 事務所	カナダ・モントリオール	ICLEI - Local Governments for Sustainability (Management) Inc. (no legal entity)
アメリカ事務所	USAO	ICLEIUSA	アメリカ・デンバー	ICLEI - Local Governments for Sustainability USA, Inc.
オセアニア地域事務局	OS	ICLEIオセアニア	オーストラリア・メルボ ルン	ICLEI A/NZ
南アジア地域事務局	SAS	ICLEI南アジア	インド・ニューデリー	ICLEI - Local Governments for Sustainability - South Asia
南インドセンター	HO	ICLEI南アジア、ハイデ ラバード	インド・ハイデラバード	ICLEI - Local Governments for Sustainability - South Asia (no legal entity)
バングラデシュ事務所	BAO	ICLEIー南アジア、バン グラデシュ	バングラデシュ・ダッカ	ICLEI - Local Governments for Sustainability - South Asia
ネパール事務所	NO	ICLEIー南アジア、ネ パール	ネパール・ドゥリケル	ICLEI - Local Governments for Sustainability - South Asia
東南アジア地域事務局	SEAS	ICLEI東南アジア	フィリピン・マニラ	ICLEI - Local Governments for Sustainability Southeast Asia Inc.
インドネシア事務所	ICO	ICLEIインドネシア	インドネシア・ジャカル タ	ICLEI - Local Governments for Sustainability Southeast Asia Inc. (Indonesia Project Office)

バンコク事務所	BKO	イクレイー東南アジア、南アジア	タイ・バンコク	ICLEI - Local Governments for Sustainability Southeast Asia Inc. (Bangkok Project Office)
世界事務局	WS	イクレイ世界事務局	ドイツ・ボン	ICLEI e.V.